

## 調査報告書の概要

### 第1部 指定管理者制度(1) NPOが運営する事例

#### 第1章 指定管理者制度によるNPO運営館の現状と課題

NPOが指定管理者となり、公立博物館を運営している事例についてアンケート調査を実施した。

NPO運営館は、博物館や資料館、美術館、科学館、記念館、環境学習センターなど多彩な文化施設で、分野も歴史、自然、科学、美術、理工などにも及んでいる。調査の結果、職員の仕事に対する〈やりがい感〉が高い一方で、NPOが成果を上げても報われない仕組みになっていることや、給料も低額のまま昇給しないなどの問題が明らかになった。

#### 第2章 指定管理者制度によるNPO運営館のヒアリング調査報告

本稿は、公立博物館を指定管理するNPO運営館の関係者からのヒアリング調査の報告書である。NPO運営館77館(平成23年度社会教育調査より。文部科学省)のうち、31館を対象にした。その結果、いろいろなことが判明したが、中でもNPOが運営を開始してから変わったことは、利用者の利便性をはかり、以前よりも活性化しているところが多いことである。そのためNPOは創意工夫しながら精力的に活動している。一方、設置者側の自治体は、指定管理者制度を経費の削減策のために導入している傾向が強い。例えば、常勤職員の低額な給料、老朽化した施設の未修繕、指定管理者による運営の成果が報われていないことなどである。関連することとして、複数の指定管理者からは、設置者の自治体が、政策に照らし合わせて当該施設をどのようにしたいのか、ビジョンが不明であることに困惑していることも判明した。このような状態が今後とも続くようならば、指定管理者のNPOが博物館を継続し発展的に運営させることは難しいと思われる。なお、こうした状況は、民間企業が指定管理者になっている公立博物館の場合にも、基本的に共通する状況ではないかと予想される。

### 第2部 指定管理者制度(2) 企業が運営する事例

#### 指定管理者制度による民間企業運営館のヒアリング調査報告

民間企業が指定管理者となる28館を対象にヒアリング調査をしたところ、いずれも直営より運営経費を低く抑えている。積極的な広報活動や、連携する対象の幅が広がり、開館日数を増やすなどして、指定管理に移行する前より入館者数が増加している一方、減少する事例はあまりないことも分かった。設置者(自治体)が指定管理者になるべく制約をかけずに任せられているところは、「期待に応えてくれている」というように、指定管理者に対する評価は高い。それに対して、指定管理者を業務委託の延長とみているところは、「期待通りでない」といい、指定管理者に対する評価もよくない。また、NPO指定管理館の事例と同じように、常勤スタッフ(非正規)の給与などの待遇問題も改めて浮き彫りになった。

### 第3部 シンポジウム 「公立博物館・美術館の指定管理運営館の現状と課題」

金山による趣旨説明の後、NPO運営館から、野田市郷土博物館の柏女弘道学芸員、吉野作造記念館の大川真館長、高槻市立自然史博物館の高田みちよ主任学芸員がそれぞれ事例報告をした。次に、企業運営館から、多摩六都科学館組合の神田正彦事務局次長が事例を発表した。さらに、県と企業による共同運営館として、島根県立美術館から指定管理者の岩井裕一支配人、愛媛県歴史文化博物館の土居聡朋専門学芸員・担当係長が事例発表した。

シンポジウムの後半では、北海道大学大学院の佐々木亨教授がコメンテーターとして加わり、パネルディスカッションが行われた。最後に、金山がシンポジウムを振り返り、全体をまとめた。

なお、シンポジウム当日に実施した参加者に対するアンケート結果についても掲載する。